西ドイツにおける異常児教育実習

―ケルン大学特殊教育学部知能障害教育専攻学生の場合―

辻　　誠

(1)

西ドイツ―ドイツ連邦共和国（Bundesrepnblik Deutschland）―における異常児教育実習は大学によって期間、時期、運営方法、内容等に相当の差異があり、又同一大学の特殊教育学部でも専攻の障害別によって実態に差があるので、本報告ではケルン大学特殊教育学部（Universität zu Köln, Erziehungswissenschaftlich-Heilpädagogische Fakultät）[1),2)]の知能障害教育（Pädagogik der Geistigbehinderten）[3)]専攻学生の場合について述べることにする。なお、本報告はケルン大学特殊教育学部知能障害教育学科の教育実習担当教員であるキュッパース講師（Herr Heinrich Kuipers）に筆者が質問して得た情報に基づくものである[4)]。

(2)

西ドイツの大学は1年の中4月末～7月末を夏学期（Sommer Semester）、10月～2月上旬又は中旬を冬学期（Winter Semester）と称している。学生の側からいうと、大学は8学期制で、時間的に早い方から順に第1学期（erstes Semester）、第2学期（zweites Semester）、……、第8学期（achtes Semester）という。講義や演習も学期単位で行われ、我が国のような学年又は年次あるいは回生という観念はない。

周知のように、西ドイツでは、アビトゥア（Abitur）に合格した者が大学に入学し得るが、年2回アビトゥアが行われ、このアビトゥア合格後、大学には夏学期から入学しても、冬学期から入学してもよい。

(3)

西ドイツの特殊教育教員養成については、従来は普通学校の教員資格所有者に、2年間の付加的な特殊教育の専門的養成を行う形態がとられてきた。しかし、現在では、特殊教育教員の専門的養成を大学の特殊教育学部で行う形態が導入され、これが主流をなしている。つまり、この場合は普通学校の教員養成と同様に、特殊教育教員の養成が大学の8学期の中で行われるのである。この形態では、我が国の場合のようないわゆる基礎免許状は必要ではない。更に特殊教育学部の学生は普通学校の教員免許状を取得することはできない。

重度・重複障害児の増加により1つの障害だけでなく、他の障害についての知識・技能を習得させることも大きな課題になっているが、ケルン大学特殊教育学部では、学生は1つの障害を主専攻とした上で、その他の障害の中1つを副専攻として選択しなければならない。

又教科教育については、ケルン大学特殊教育学部学生は1つの教科を専修教科として選択しなければならない。

(4)

以下では、ケルン大学特殊教育学部知能障害教育専攻の場合について、もっぱら教育実習の実情を述べる。

ケルン大学特殊教育学部知能障害教育専攻学生は5つ又は6つの種類の教育実習を履修しなければならない。即ち①インフォルマチオーンス・プラクティクム（Informationspraktikum）、②集中的教育実習（Übungspraktikum）[5)]（主専攻）③集中的教育実習（副専攻）、④教科教育実習（Fachprak-

tikum）（教科によって履修しなくてよい場合もある），⑤実態把握（はあく）実習（Anamnesegutachten）、⑥テスト実習（Testpraktikum）の6種類である。以下、これら6種類の教育実習のそれぞれについて述べる。（次ページの図参照）

①インフォルマチオーンス・プラクティクム

これは我が国の観察・参加に当たる内容で、3週間、集中的に知能障害児特殊学校（Sonderschule für Geistigbehinderte）で実施される。時期は原則として、アビトゥア合格と第1学期との間の時期であるが、第1学期中に履修することも許される。従って、たとえば、2月にインフォルマチオーンス・プラクティクムを履修して、夏学期を第1学期にする場合とか、9月にインフォルマチオーンス・プラクティクムを履修して、冬学期を第1学期にする場合等がある。

大学入学の前に既に3週間という十分な期間、観察、参加を履修することは、きわめて望ましいことであり、我が国の場合に比べて特色的である。このようにすれば、大学入学時に既に専門の学習に対する課題意識をもつことが可能であろう。我が国でもせめて1年次に観察・参加を実施したいものである。

②集中的教育実習（主専攻）

集中的教育実習（主専攻）は知能障害児特殊学校で4週間実施される。時期は第3学期と第4学期の間の時期又は第4学期と第5学期の間の時期又は第5学期と第6学期の間の時期の何れかに履修しなければならない。

教育実習生（Praktikant）の授業担当時間数は大学側によって定められておらず、実習校ごとに違っている。筆者が訪問したルール・タール学校（Rurtalschule）[6]という知能障害児特殊学校[7]では、ケルン大学の教育実習生は4週間の実習期間の後半でのみ授業を担当しているようであった。

実習校の開拓は学生自身が自分で行っている。ルール・タール学校で筆者が会った1人の教育実習生は集中実習の期間は4週間では短か過ぎる、学生は皆そう思っているという意味のことを語っていたが、１００人を超える大勢の学生について、これ以上の期間の実習を実施することは実習校の確保の面から不可能であるようであった。

知能障害教育学科では、学生数が非常に多いため、教員は多忙であり、特に教授（定員2名ーこの定員は現在埋まっている）は時間が足りない。そこでもっぱらキュッパース講師のみが集中実習の教育実習生を担当しており、彼の担当実習生数は年間100名を数える。又実習校数も多く、その所在地も地域的にきわめて広く分布し、大学から乗用車で1～2時間は普通で、遠方では大学から乗用車で4時間位の所もある。たとえばビーレフェルト（Bielefeld）、ミュンスター（Münster）、ザールブリュッケン（Saarbrücken）等々。（5ページの地図）従ってキュッパース講師は手がまわりかね、実習校を訪問しても、実習生の他、学校長（Schulleiter）や実習指導教員（Mentoren）と実習情況を短時間話し合うだけで、実習生から特に要求があったときにのみ実習生の授業を参観している。

③集中的教育実習（副専攻）

集中的教育実習（副専攻）は、たとえば肢体不自由教育を副専攻とする場合は、肢体不自由特殊学校（Sonderschnle für Körperbehinderte）で4週間行われる。時期については、集中的実習（主専攻）の場合と同じである。従って、たとえば第3学期と第4学期の間の時期に集中的教育実習（主専攻）を履修し、第5学期と第6学期の間の時期に集中的実習（副専攻）を履修する場合などがある。

集中形式の異常児教育実習における、主専攻、副専攻合計（4×2＝）8週間という実習期間は我が国の大学の各種の特殊教育教員養成課程の異常児教育実習期間に比べて大変長く、この点だけ

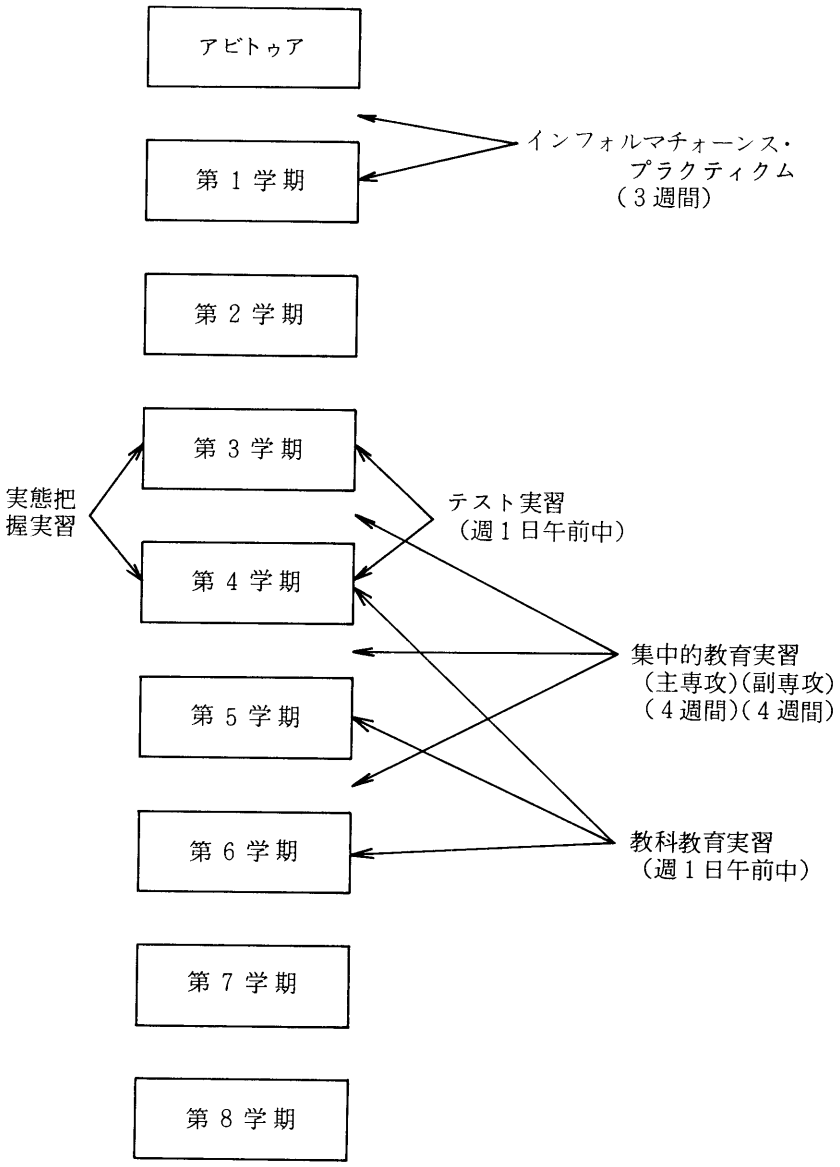

をとってみる限り、望ましいものといわなければならない。我が国では基礎免実習が必要であること等、種々の理由からこのように長い異常児教育実習期間をとることは現状では不可能であろう[8]。私見によれば、我が国でも集中形式の異常児教育実習に7週間以上の期間をとることができれば、2種類の障害について、異常児教育実習を行うことができるであろう[9]。

④教科教育実習

教科教育実習は専修教科として選択した1つの教科について、第4学期又は第5学期又は第6学期に、1学期間を通じて週1日午前中、教育実習を行うものである。ただし、教科教育実習の履習が必修になっていない教科もある。たとえば、美術（Kunst）、国語（Deutsch）、生物（Biologie）、

体育（Sport）等の教科を専修教科として選択した場合は教科教育実習を履修しなければならない。

このような形態の教科教育実習の履修が必要になるのは、西ドイツでは基礎免許状の制度がなく、ケルン大学では専修教科の制度を採用しているためであろう。

⑤実態把握実習

これは1人の子供の発達史の調査（Anamnesegutachten der Entwicklungsgeschichte）とその時点における子供の状態（augenblicklicher Stand eines Kindes—jetzt）の観察の実習であって、知能障害児特殊学校において、第3学期又は第4学期に履修されなければならない。

第3学期又は第4学期という早い時期に既に子供の実態把握の実習をした上で、その後の講義、演習及び教育実習を履習させることは、知能障害教育学科の教育の質を高めているであろう。我が国の大学の特殊教育教員養成課程でも、たとえば2年次の前半あたりで特殊教育諸学校で児童・生徒の実態把握の実習又は児童理解・生徒理解の実習を履習させることが望ましいかもしれない。

⑥テスト実習

テスト実習は診断的（diagnostisch）な意味をもつ、心理学的テストの実習であって、第3学期又は第4学期に1学期間を通じて週1回午前中を費して行われる。我が国の場合と異なって、心理診断テストの実習が教育実習の一環に位置づけられていることが注目される。

(5)

(4)②で述べたように、知能障害教育学科の教員は多忙のため、集中的教育実習（主専攻）を指導するため実習校を巡回することは不可能で、すべてを教育実習担当教員であるキュッパース講師にゆだねている。従って、彼らは学生の実習体験を自分が担当する講義や演習に生かすことができない。

しかし、知能障害教育学科の何人かの教員は（2人の教授を含めて）プロジェクト（Projekt）を担当しており、このプロジェクトにおける学生の体験を自分たちの講義や演習に生かすことができる。プロジェクトは1学期間を通じて、週1回、知能障害児養護学校において、学生側が設定したテーマに即して研究的に学生が授業を行うものが多い。これは学生たちの自由意志で学生たちのイニシアティブに基づいて（freiwillig und auf Initiative der Studenten）行われるものであり、単元計画（Plan der Einheit）も学生が作る。プロジェクトのテーマとしては、たとえば「交通」、「歯の保護」、「視聴覚的方法の利用」、「遊具と教具」、「絵本」、「技術科の授業」（Technikunterricht）等々がある。「交通」、「歯の保護」では教材がテーマ名であるが、「視聴覚的方法の利用」、「遊具と教具」、「絵本」では方法上の問題がテーマ名になっており、「技術科の授業」では教科教育がテーマ名になっている。

しかし、1つのプロジェクト・グループ（Projektgruppe）の参加学生は5人程度を限度としなければならないため、開講されているプロジェクト・グループに参加し得る学生数は全部合計しても少数に過ぎない。

新潟大学教育学部でも、このプロジェクトと似た授業が（筆者の知る限りでは）2つ開講されていて、成果をあげている[10),11),12)]。

(6)

以上、ケルン大学特殊教育学部知能障害教育専攻学生の場合について、異常児教育実習の実情を紹介したが、集中教育実習（主専攻）の実施要領の詳細については別の機会に紹介することにする。又、本報告において触れた諸点に関連しても、筆者のキュッパース講師に対する質問が不十分だったため、幾つかの不明の点があるが、ここでは明らかな点についてのみ述べた。不明な点については、手紙で問い合わせて、別の機会に補いをつけたい。

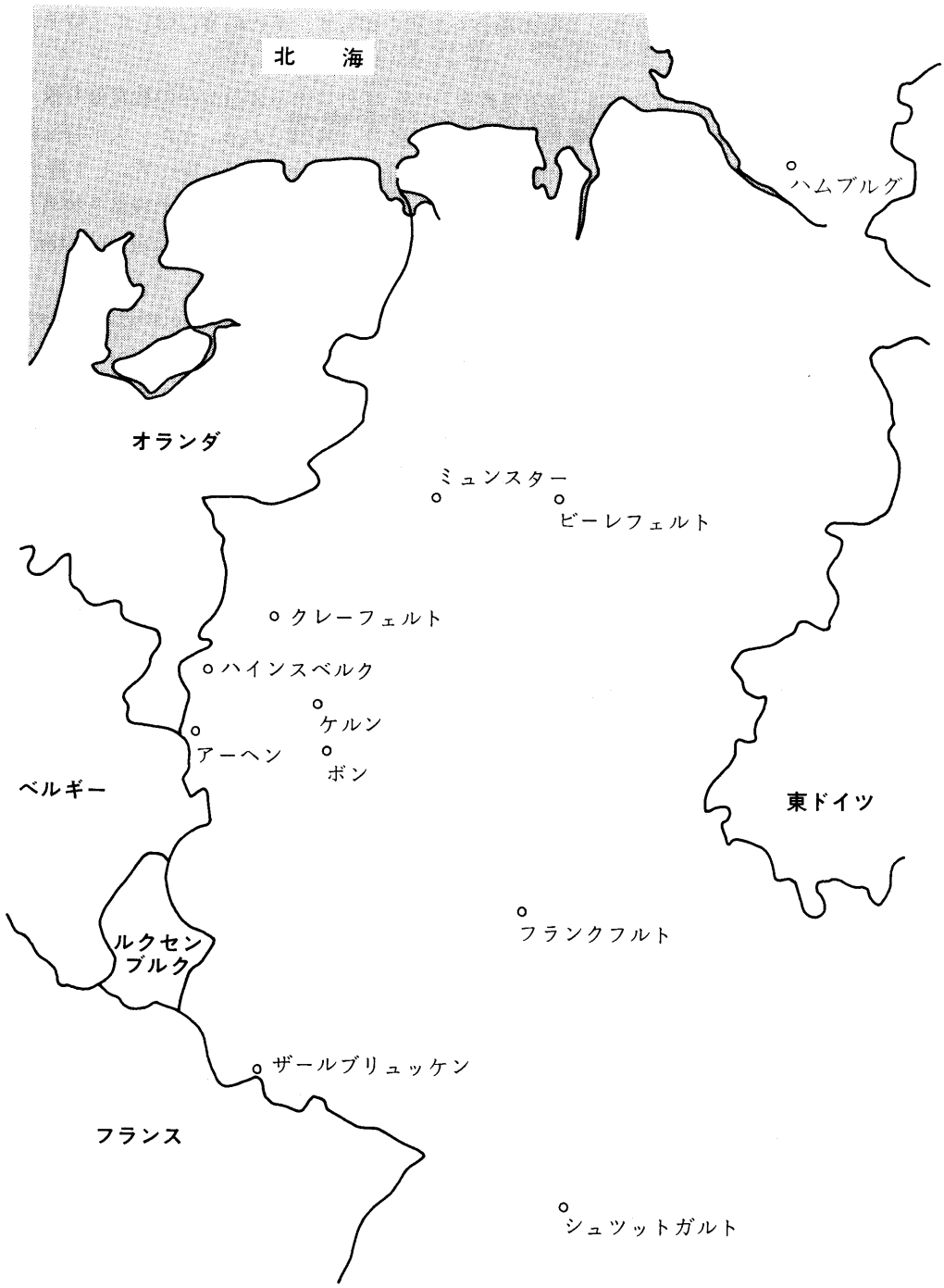
北　海
ハムブルグ
オランダ
ミュンスター
ビーレフェルト
クレーフェルト
ハインスベルク
ケルン
アーヘン
ボン
ベルギー
東ドイツ
フランクフルト
ルクセンブルク
ザールブリュッケン
フランス
シュツットガルト

(註)

1) 西ドイツの大学の特殊教育学部は大学によって呼称が異なり、Sonderpädagogische Institut その他の名で呼ばれている。ケルン大学の場合も直訳を採らず、その内容に即して「特殊教育学部」と訳した。

2) 西ドイツの大学の特殊教育学部は「障害児教育」の範疇外にある非行少年の教育等も扱っている場合も多く、「障害児教育学部」という訳を与えることは躊躇される。ケルン大学特殊教育学部でも、ケルン矯正管区長 (Präsident des Justizvollzugsamtes Köln) ループレヒト博士 (Dr. Werner Ruprecht) が非常勤講師として少年矯正 (Jugendstrafvollzug) の授業を担当しているほどである。(Universität zu Köln, Vorlesungsverzeichnis für das Wintersemester 1983/84, S. 524, S. 527)

3) 我が国の精神薄弱養護学校対象児が西ドイツにおける知能障害児 (der Geistigbehinderte) の概念にほぼ等しい。このレヴェル以上で、3 R's の内容を年令相応に習得できない、I. Q.60～80程度の子供は学習障害児 (der LernBehinderte) と呼ばれる。学校制度も、かつての補助学校 (Hilfsschule) の時代と異なって、知能障害児特殊学校 (Sonderschule für Geistigbehinderte) と学習障害児特殊学校 (Sonderschule für Lernbehinderte) に分化している。この場合、「学習障害」は、英語の learning disability の訳として用いられている「学習障害」の概念とは全く異なったものであることはいうまでもない。

4) 筆者は1983年秋、文部省在外研究員としてケルン大学に滞在した。

5) Übungspraktikum は内容のあるべき姿をあらわしていない語なので(高久清吉、教育実習、吉本・大浦・長尾編、大学と教育学教育、第一法規、1977、p. 181-198)、意識的に直訳を避けた。

6) ケルンからアウト・バーン (Autobahn) という高速自動車道で45分、アーヘン (Aachen) の北、クーレフェルト (Krefeld) の南西の小さな町ハインスベルク (Heinsberg) (5ページの地図) にある。

7) ルール・タール学校は知能障害児特殊学校であるが、肢体不自由と重複している子供もはいっており、車椅子の子供もいる。

8) 基礎免許状の制度の長所と欠点については十分検討されなければならない。

9) 我が国には、異常児教育実習の実習期間が短いにもかかわらず、複数の障害について教育実習を課している大学があるが、筆者はこの方式には反対である。機会が与えられればその理由を述べてみたい。

10) 高山次嘉「小学校社会科教材の開発と実践」(この授業の報告は「社会科教育の研究と実践」1～10号としてまとめられている。)

11) 辻誠「障害児教育方法論臨校演習」(この授業の報告は「障害児教育方法論臨校演習報告書」昭和54年度、昭和57年度、昭和58年度としてまとめられている。)

12) 辻誠, カリキュラム統合のコアとしての教育実習—新潟大学における実践を中心にして—, 高木, 山口, 松岡他編, 特殊教育の研究, 所収, 金子書房, 1981, p. 282-285。